

令和4年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務の受託候補者選定における 公募型プロポーザル募集要項

1 募集の趣旨

次の2及び3に示す委託業務の受託候補者を選定するため、当該委託業務に係る提案を公募型プロポーザル方式で募集するもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和4年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は、転勤、結婚などにより、転居を検討している方（主に関西地域居住の方）に向け、区民の声を反映した山科区の魅力を発信するためのコンテンツ（以下、「PRコンテンツ」という。）を作成し、住宅情報サイト等において情報発信を行うことで、山科のブランディングの向上を図るとともに、同住宅サイト内で不動産物件の紹介を行い、移住に向けた具体的な取組を推進することを目的とする。

さらに、PRコンテンツを活用した情報発信の効果について、今後の活用を見込んだ検証を行う。

(3) 履行期間

契約の日から令和5年3月24日まで

3 履行内容

別添「仕様書」のとおり。

4 応募資格要件

受託候補者は、次の要件すべてを満たしている者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (2) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するために必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 参加希望申出書、提案書等の提出

- (1) 提出書類及び部数

ア 本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出すること。

(ア) 参加希望申出書〈6部(原本1部及び複写5部)〉【第1号様式】

(イ) 企画提案者の概要が分かる資料(会社案内等)〈6部〉

(ウ) 業務実施体制表及び従事者の経歴〈6部〉【任意様式】

※ なお、本業務の担当者等の実施体制については、業務完了まで特別な事情がない限り変更することはできない。

(エ) 業務実績調書〈6部〉【第2号様式】

※ 本業務に類似し、又は関連する業務等の実績について記載すること。
(複数の業務実績を有する場合は、最大5件まで。)

(オ) 提案書〈6部(原本1部及び複写5部)〉【第3号様式】

仕様書の内容に沿って簡潔にまとめること。

(カ) 見積書〈6部(原本1部及び複写5部)〉【第4号様式】

本業務の受託見積金額を記入。なお、第4号様式とは別に具体的な内訳が明記された見積書(任意様式)も提出すること。

(キ) 最近2事業年度の貸借対照表、収支計算書(非営利団体等にあつては、これらに相当する書類)〈1部〉

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、アに掲げる書類に加えて、次の書類(以下、「資格確認書類」という。)を提出すること。

(ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)〈1部〉

※ 任意団体、個人の場合は不要

(イ) 印鑑証明書〈1部〉

(ウ) 納税証明書(国税及び京都市税)〈1部〉

(エ) 調査同意書(水道料金・下水道使用料)〈1部〉【第5号様式】

(オ) 使用印鑑届〈1部〉【第6号様式】

(カ) 誓約書〈1部〉【第7号様式】

※ (ア)、(イ)、(ウ)については、申請日前3箇月以内に発行のもの。

※ (ウ)京都市税納税証明書及び(エ)については、市外の事業者は提出不要。

(2) 提案に際しての参考資料

提案書作成に関して、本要項のほかに山科区役所から提案者へ提供する資料はないため、提案に際し、必要と思われる事項については、提案者において調査すること。

(3) 提出期限

令和4年5月23日(月)午後5時

なお、提出時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の定める休日(以下、「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出場所及び提出方法

山科区役所地域力推進室まで持参又は郵送(必着)

6 質疑について

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、書面（様式自由）で、令和4年5月16日（月）午後5時までに電子メール又はFAXにより提出すること。FAX送信の後には、必ず電話で到着確認をすること。

宛先：山科区役所地域力推進室総務・防災担当（西川，外山）

Email：yamashina@city.kyoto.lg.jp

FAX：075-502-8881

7 受託候補者の選定方法，選定結果の通知及び公表について

(1) 選定方法

提出書類を基に、最も高い評価を得た提案者を受託候補者として選定する。

(2) 審査基準

審査は、令和4年度「京都山科ブランディング事業」に係る業務受託候補者選定要綱に基づき総合的に評価し、順位を決定する。

なお、提案者が1者のみの場合も、受託候補者として選定する。

8 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託料上限額

4,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大防止を踏まえ、履行期間中に本業務内容の変更・中止等があった場合は、契約変更を行い、委託料を減額する場合がある。

(3) 支払条件

本業務終了後、受託者の請求により委託料を支払う。

(4) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。ただし、個別の業務を再委託する場合は、事前に山科区役所と協議を行うこと。また、業務の再委託先については、できる限り市内中小企業となるようにすること。

9 その他留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出期限以降における資格確認書類（上記5(1)イ(ア)～(カ)の書類）及び提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

(4) 資格確認書類及び提案書に記載した従事者は変更することができない。

(5) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。

(6) 提案書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となる。

- (7) 資格確認書類又は提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。
- (8) 本業務の受託によって、本業務に関連する業務委託等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともない。

【資料送付先・本件に関するお問合せ】

京都市山科区役所地域力推進室 総務・防災担当（西川，外山）

〒607-8511 京都市山科区榎辻池尻町14-2

電話：075-592-3066 FAX：075-502-8881

Email：yamashina@city.kyoto.lg.jp